

東京大学

理学部広報

第1巻 第11号 昭和44年9月8日

内 容

偶 感 (理学部長)	2
久野教授の逝去を悼む	3
第31回国立10大学理学部長会議でつくられた要望書	4
理学部日誌, 臨時教授会メモ	9
理学部4号館第1期工事完成, 3号館増築工事完成	9
大学改革準備調査会関係記事	10
「大学の運営に関する臨時措置法」に対する東京大学の見解	10
お知らせ (教官公募, 留学生など)	11
お 願 い	12

偶 感

今日はさすがにすがすがしい風が研究室を吹きぬけて秋をもたらしてくれた。例年にない短かい休みを終えて戻ってくる学生諸君を待ちながら、さわやかな秋のよろこびとともに何か複雑なものをかみしめているのは私ばかりではない。

率直に言って、いわゆる大学問題は大学の問題ではない。正確に言えば、大学に閉じられた問題ではない。もちろん、大学の問題の一端が大学問題の引金となり、またそうして大学の問題が浮び上ってきたことは事実であるが、同時に大学の問題ではない問題を抱きこんで、大学の問題をはるかに越えてしまい、折角浮び上った大学の問題をふたたび混迷の中に沈めてしまった。

こんなことはいうまでもない、誰にでもわかり切っているようであるが、敢えていうのは、やっぱりわかっていないようであるからである。わかっていても、わからないふりをしている人もあるし、わかった顔をしてわかっていない人もある。大学問題を、大学の問題とそれにつながる問題と、あるいはつながらない問題に整理することは必ずしも容易ではないし、一義的でもあるまい。いったいどう整理するのか、いやそもそも整理すべからずという主張さえあって、そこでまず激突するありさまである。

大学にあるものとしては、大学の問題に真剣に取り組むことがその任務であると思う。大学の問題を解決するにも、大学だけでできないことはたくさんある。また大学の問題を大学の外から指摘されることも当然だし、それを素直に受けることも当然であろう。しかし大学の問題をはっきりさせることは第一に私たちの責任であり、その上で解決への道への努力を傾けることが大学にあるものに課せられた仕事である。

8月の記憶は私には未だに生々しい。以来24年、敗戦で変わらなかったのは大学だと、非難をこめた批評もきかれるが、私は必ずしもそうは思わない。東大の建物は灰にはならなかったが、それらはただ空しかった。そこに古いものがすっぽりはまりこんだわけではない。そこに築かれたものに刻まれている苦しみと歓び、誇りと恥辱、その跡を感慨をもって読み取る世代と、無関心か冷笑しかない世代との距離には越えがたいものすらある。しかし、よかれあしかれ、歴史の軛ぎを負うのが人間である。学問もまた空中に築かれはしない。

大学の問題として若い世代が何をつかむか。それをどうつかむか。それはまだ整理されていない。chaosにchaosの意味を見るにやぶさかでないが、chaosがchaosに止まっては生れるものはない。

大学の改革はほんとうに困難である。そのことすら認識されていないところにその困難の証明がある。しかし、それは大学にあるものがやらなくてはできない仕事である。すべてのものが、それぞれの立場から、地道な努力を積重ねてゆくほかにその道はない。

1969. 8. 29

編集委員長の求めによって敢えて感想を記した。理学部の諸兄がこの広報を積極的に利用されることをお願いしたい。

理学部長 久保亮五



久野教授の逝去を悼む

地質学教室 久野 久教授は、昭和 44 年 8 月 6 日午前 1 時 30 分国立第一病院で胃癌のため逝去された。行年 59 才。

翌 7 日夜、千日谷公会堂において通夜、同所において 8 月 8 日午後 1~2 時に日本地質学会および日本火山学会合同で葬儀が行なわれ、ついで 2~3 時に告別式が行なわれた。久野教授はアポロ 11 号が月表面から持ち帰った岩石の研究を行なう準備をすすめておられ、月岩石の到着を目前にしてなくなられた。アポロ 11 号が月表面着陸の前後にテレビを通じて久野教授の期待にみちたお姿やお話に接していただいただけに私たちの驚きは大きかった次第であります。ここに故久野教授の業績をかえりみて追悼の意を表し、故人の御冥福を祈りたいと思います。

久野教授は、明治 43 年 1 月 7 日東京生れ。東京府立五中、第二高等学校を経て昭和 7 年 3 月東京帝国大学理学部地質学科卒業。大学院に入学後、昭和 8 年 5 月東京帝大助手、理学部勤務。昭和 12 年 5 月より地震研究所助手を兼任。昭和 14 年 7 月東京帝国大学助教授、昭和 16 年 7 月~21 年 9 月の間応召、昭和 23 年 5 月理学博士号取得、昭和 30 年 4 月以降東京大学教授として地質学第一講座(岩石学)担任。この間終始本理学部および大学院における研究と教育とに精励され、ご自身の研究を深められるとともに、多くの優秀な後輩をも育成された。また本学内においては、学生委員会委員(昭和 31 年度)、海洋研究所設立準備委員会委員(37.4~42.9)をつとめられ、昭和 43 年 11 月から理学部選出評議員になられたが本年 2 月には御病気の理由で辞退された。

国内の学会においては、日本学術会議の地質学、鉱物学、地球物理学などの研究連絡委員会委員または幹事、国際地球観測年、南極などの特別委員会委員として活躍され、さらに日本火山学会委員長を長い間つとめられ、日本地質学会の現会長でありました。また近年は学術奨励審議会および学術審議会委員として学術の行政への反映に努力しておられました。

国際学界における久野教授の評価もきわめて高く、国際学術連合(JCSU)傘下の国際学術研究団体の推進役として

International Association of Volcanology

会長(1963~67年)

International Union of Geodesy and Geophysics

現副会長(1967~)

International Union of Geological Sciences

現副会長(1967~)

をつとめておられました。

久野教授の専門は岩石学、とくに火山岩石学で、主な研究分野としては、

火山岩の造岩鉱物、とくに輝石の研究

箱根火山、北伊豆地方の地質および岩石学的研究

ハワイ島の火山岩(玄武岩)の岩石学的研究

玄武岩中のかんらん岩団塊の研究

玄武岩、安山岩マグマの成因に関する研究

などである。昭和 29 年には「輝石に関する岩石学的研究」に対して日本学士院賞が授けられた。また海外における高い評価を示すものとして、

昭和 33 年 米国地質学会在外名誉会員

昭和 37 年 英国地質学会在外名誉会員

昭和 38 年 米国科学アカデミー外国人会員

昭和 43 年 チェコスロバキア国科学アカデミー
メダル受賞

昭和 44 年 米国鉱物学会名誉会員

に推されている。

久野教授は近年月岩石の研究にそなえて準備を整えておられ、月岩石資料の到着を目前にして他界されたことはさぞ心残りであったことであろう。月岩石資料の研究は久城講師らが引継ぐことになっている。

なお 8 月 26 日の閣議で故久野教授に対して従三位勲二等瑞宝章が贈られることになった。

第 31 回国立 10 大学理学部長 会議で出された要望書

昭和 44 年 5 月 14 日、15 日両日に開かれた第 31 回国立 10 大学理学部長会議については、先に理学部広報第 1 巻第 8 号に紹介してある。この席上で討論されたことをもとに最近「要望書」がまとめられ、文部省、衆議院、参議院、大蔵省、人事院、科学技術庁、科学技術会議、日本育英会、日本学術会議、日本学術振興会、国立大学協会などに既に提出されている。ここにその要望書のほぼ全内容を掲載して参考にご供することにします。

(福島 直記す)

要 望 書

科学的方法を基礎とする技術の発展が現代に生きる国家にとって重要な課題であることは明らかであります。技術の飛躍的発展が一見関連のうすいと考えられるような基礎科学の巨大な潜在力を背景としていることは紛れもない事実であり、今日世界の先進諸国がいずれも基礎科学重視の政策を積極的にすすめてつある事は故なきことであります。しかしながら、技術の発展途上における要請が基礎科学の動向を決定するという観点には、それ自身として狭きにすぎただけでなく、ある意味で本末を転倒したものであります。むしろ基礎科学の豊かに深く耕された土壌の上に個々の技術が芽生え、展開すると考えるべきでありましょう。殊に、原子力、宇宙、情報等に関するいわゆる巨大科学の研究の重要性が強調される今日、基礎科学を根本的に培うという布石は極めて大切であります。

その意味において、単なる技術的要請よりもさらに広い、さらに自由な見地に立って基礎科学の土壌を養ない、この方向を目指して働らく次代の研究者を育成することは、わが国将来の発展のために、緊急、かつ根本的な必要事であると信じます。

わが国の基礎科学の研究と教育に大きな責任をもつわれわれ国立 10 大学理学部長は、以上の見解のもとに慎重審議を重ねた結果、下記のごとく大学院博士課程をおく理学部の充実強化を要望することをきめました。

わが国の文教百年の計を確立するために、よろしくご検討のうえ、その実現にご尽力あらんことを切望いたします。

その際、とくにこれまで日の当ることの少なかったといわれる生物学、地学が現代の科学・技術の全般に対してもつ重大な意義に鑑み、早急にこれら学科の拡充整備

に十分のご配慮を頂きたいと思えます。

要 望 の 要 旨

1. 学科の新設、拡充改組、共同利用研究施設の新設
大学院博士課程をおく各大学の理学部には、基礎科学の進展に応じて、随時学科の改組拡充を可能ならしめると共に、新たに生まれつつある境界領域に対して、新しい学科または共同利用研究施設の新設を行なうことを強く要望する。

2. 生物学・地学関係学科の拡充整備(後出説明参照)
自然科学全体が調和のとれた発達を遂げるため、特に他の諸分野に較べて著しく立ちおくれている生物学および地学関係諸学科(天文学・地球物理学などを含む)については、各大学より提出される講座新設要求を含む関係学科拡充整備計画に対し行届いた配慮を要望する。

3. 講座および部門当り基準面積の増加(後出説明参照)

理学部建物の基準面積はすべての学科について、1 講座あたり 790m²(約 240 坪)程度を要望する。殊に現在数学科の基準面積は他の学科の共通基準に比較し著しく差異があるが、大学院博士課程をもつ 10 大学の数学科の場合には、このため著しく狭隘をかこつ状態にあるから、さしあたって早急に他学科と同じ共通基準まで基準改正を行ない、かつ直ちに実施することを強く要望する。なお、特殊装置室・工作室・資料室・図書室などの特殊用途建物は上記の基準外の特例建物として取り扱われたい。

4. 大学院の拡充強化

基礎自然科学部門の振興は主として大学院博士課程をおく理学部における研究・教育の充実如何にかかっているため早急に大学院全般の改善が望まれるがそれをまつまでもなく以下の諸点、特に教職員の充足と設備の充実を計ることが焦眉の急である。

(1) 設備の充実(後出説明参照)

上述の観点から施設および設備の拡充を早急に年次計画(3年間のうちに講座当り 3,000 万円)をもって実施されたい。設備の近代化および充実に伴い、教官研究費の増額を必要とすることはいうまでもない。

(2) 研究・教育要員の充実

大学院をおく理学部の充実をはかる当面の方策として、不完全講座を完全化し、助手定員の博士課程修了者の待遇を改善し、専任講師とする道をひらくこと。技官、ならびに研究補助員を充実すること。

(3) 助手の待遇改善（後出説明参照）

大学院をおく国立大学の助手には教育職俸給表（一）の3等級の俸給を支給できるように改正し、併せて大学院学生の教育に関与するもの全員に対して俸給の調整額を支給するよう要望する。

(4) 学生定員数の調節（後出説明参照）

講座あたりの学生数を一律に定める現在の方針を改め、学部、大学院修士、同博士の各課程に対する定員数に適当な重率（たとえば学部と大学院の比を1:2とする）を乗じた総和をほぼ一定とするような考え方で、専門分野、大学の性格に応じた適当な負担区分を可能ならしめること、を要望する。

(5) 学生経費の増額（後出説明参照）

大学院学生1人当り30万円、学部学生1人当り10万円に増額するよう要望する。

(6) 大学院生の研究旅費の予算化（後出説明参照）

大学院生の研究旅費を予算化して、研究調査、学会出席等を可能にするよう要望する。

(7) 大学院生の処置（後出説明参照）

A 奨学生の待遇改善

現行奨学金制度の根本的な検討と大幅な改善を急務として要望する。

B 大学院学生の研究補助制度

大学院学生に教育・研究の補助をさせる制度を設けることを要望する。

(8) 奨励研究生制度の改善（後出説明参照）

5. 学生野外実習指導旅費の増額と野外学術調査旅費および学生に対する野外実習旅費の新設（後出説明参照）学生野外実習指導旅費を、学生実地指導旅費とは別枠で新規計上する等の措置を講ぜられたい。

6. 臨海・臨湖実験所の整備充実（後出説明参照）

7. 植物園等の整備充実（後出説明参照）

8. 特殊装置および特殊施設の定員増と維持管理費の増額（後出説明参照）

9. 学科等新設に伴う設備費の増額（後出説明参照）

10. 学生（とくに大学院学生）の災害補償（後出説明参照）

説 明

1. 学科の新設、拡充改組、共同利用研究施設の新設

教育研究の場として理学部には、自ら適正規模があるであろうが、各大学の現状はなおこれにほど遠い。したがって、大学院博士課程をおく各大学の理学部には、

(1) 基礎科学の進展に応じて、随時学科の改組拡充を可能にされたい。

(2) 新しい学問の進展を予想して、各大学の自主的判斷にもとづく新学科を設置されたい。

(3) 新たに生まれつつある境界領域に対して、特色のある共同利用施設の新設を実現されたい。

以上の諸措置によって、基礎科学の新たな進展を早期に見通し、将来の飛躍的發展の苗床をそなえることは、博士課程をもつ10大学理学部として、現在直ちに着手すべき重要なことである。応用科学の進歩、技術の開発、さらには巨大科学の發展も、上記の堅実な基礎科学の開拓を背景として、はじめて可能となると考えられる。

2. 生物学・地学関係学科の拡充整備

近来、生物学および地学（天文学・地球物理学を含む）は急激な研究分野の拡大と研究方法の近代化によって全く様相を一変しつつあり、この發展の方向に沿って諸外国では研究・教育の内容が着々と整備されてきている。

一方、わが国の現状をみると、国の随所に続発しつつある深刻な大学紛争は、大学における研究と教育の在り方に深い反省と再検討を求めている。われわれはもちろん、この問題に十分対処した改革を考慮しなければならないが、現在理学部が担当している自然科学諸分野の実状からみて、とくに生物学および地学分野の充実が、他の諸分野に較べて著しく立ち遅れていることを認めざるを得ない。先ず速やかにこの遅れを取り戻さなければ、今後自然科学全体としての調和のとれた發展は望むべくもないのであって、理学部における自然科学の研究・教育にいよいよ大きな歪みを生じることには明らかである。

わが国の生物学・地学両専門分野の研究・教育と研究者の養成とは、主として大学院博士課程をもつ大学によって遂行され、おそらく今後ともこれがさらに推進されるであろう。この使命と責任を果すためには、分野全体の調和ある近代化のための講座新設要求を含む関係学科拡充整備計画に対する行届いた配慮が最も緊急かつ重要であると考えられる。

幸い、これらの計画の一部は、すでに九州大学の生物学科で実現に移されているが、今後はこれに引き続いて、各大学がそれぞれ諸事情を十分に考慮して提出する生物学科および地学関係学科の拡充整備の計画が一日もはやく実現するよう、一層のご配慮を要望する。

3. 講座および部門当りの基準面積の増加

文部省管理局より示された、昭和44年度国立学校建築物の実態調査等に用いる必要面積一覧表によれば数学系235m²（70坪）物理学・化学・生物学・地学系495m²（150坪）研究施設部門396m²（120坪）となつている。

いずれにしてもこの基準はとうてい今日の実情に副う

ものではない。研究装置の大型化を考えるならばこの基準はもっと高められねばならない。

- (1) 上記の数学系基準面積を早急に他学科と同等にすることが必要である、これは (I) 大学院学生のための研究室セミナー室 (II) 研究図書室 (III) 計算機室等を整備する必要があるからであるが、——10大学の数学教室では、現在の基準面積では余りにも狭少で、すでに研究上大きな支障をきたし、上記の諸施設をいれる余裕は全くない。
- (2) 研究方法および研究装置の近代化と大学教育の充実とを考慮すれば、講座および部門当り 790 m² (約 240 坪) 程度は是非とも必要である。科学の分野による基準面積の差異は根本的に検討されなければならない。
- (3) さらに共用に供される機器分析室、大型実験装置室、工作室、資料室、理学系図書館あるいは図書室および動物飼育室等は無条件に基準特例建物として取り扱われるよう考慮方要望する。

4. 大学院の拡充強化

(1) 設備の充実

技術革新の時代的課題に当面しつつあるとき、基礎科学の振興については長期的な観点に立った強力な振興方策を計画しなければならない。

現在大学の教育研究施設設備をみると、大正、昭和初期の設置にかかる老朽化したものが甚だ多いことは昭和 34 年 4 月日本学術会議総会で発表された基礎科学白書にも指摘されているとおりである。

そもそも新制大学院発足にあって、科学の高度の研究のために、大学院に対しては十分な経済的基礎を設定すべきであったが、そのことなくして大学院が発足したため、今日その不備を痛感している。特に理学部では、大学院における教育と研究の比重が極めて重く、大学院学生の実数も多いので、設備の不備、研究費の不足はとくに切実な問題である。

爾来、大学院設備充実費として若干の予算的措置は計られているが、前途なお暗いものがある。大学院の教育研究用施設設備の整備は、日進月歩の各国科学の躍進状況より見て焦眉の急務である。よってここに設備充実費として、さしあたって、3年計画で1講座当り3,000万円の予算を配慮されたい。

上述のようにして設備充実をはかるとともに、国際的な技術水準が急速に発展しつつある研究部門においては、5~7年も経過すれば、新設設備費に匹敵する充実を行なう必要がある。これを設備刷新費として、さらに考慮されることを要望する。

なお、設備の近代化および充実に伴ない、教育研究費の飛躍的増額を必要とすることはいうまでもない。

(2) 研究教育要員の充実

大学院をおく理学部の充実をはかる当面の方策として、不完全講座を完全化すること、博士課程修了者の待遇を改善し、これを専任講師とする道をひらくこと、技官ならびに研究補助員を充実すること、を要望する。

研究規模の増大は人員の増加にとどまらず、これに見合う施設・設備の充実が伴っていなければならない。その意味で教官定員増加の要求は最小限にとどめるが、これは逆に、研究陣の内容的・実質的増強に対する強い要望の表現である。

また、博士課程修了者が現行制度下において研究教育職につく場合、その待遇は助手よりもむしろ講師 (instructor) の方が適当と考えられるので、ぜひその道をひらくべきである。この講師は現在助教の代員として存在する専任講師 (Lecturer) とは意味の異なるものである。

さらに、研究の基盤の役割をになう技官研究補助者は、現状においては著しく不足であり、多数の臨時職員をもって補なわざるをえない実状にある。このような事態に際して、定員削減のごとき処置が一律に実施されたことは研究の実状に合わぬ措置というほかはない。研究教育の内容と特殊性を考慮して、このような不合理を早急のぞき、研究教育要員の実質的強化をはかられるよう要望する。

(3) 助手の待遇改善

大学の助手は、将来のわが国の科学研究を担うべき立場にあるが、現在その多くはすでに研究者として科学研究に重要な役割を演じており、また教育の面においても、学部学生のみならず大学院学生の教育にも直接に関与している。

しかるに現行の給与規定によれば、その俸給は能力、業績および勤務年数のいかに問わず教育職俸給表(一)の4等級に固定されている。また、大学院をおく理学部の場合には助手のほとんど全員が大学院学生の教育に関与しているにもかかわらず、大学院担当を補助することに対する俸給の調整額はごく一部にしか支給されていない。

現在の助手は、上述のごとく学生の教育に関与し、かつ研究面においても他の教官と同様な役割を果していることから3等級俸給表の適用、大学院調整額が全員に支給されるよう要望する。

また大学院をおく大学の理学部においては、助手の名称がその実情にふさわしくないとの意見があるので、こ

の点も検討されることがのぞましい。

(4) 学生定員数の調節

現在まで、学部・講座の教育に対する義務的な負担を学部学生定員をもって計量することが文部省、大蔵省の原則であり、大学院教育は附加的な意味しかもたされていなかったが、これは根本的な誤りであり、大学院レベルの教育の重要性を蔑視するものといわなければならない。学部教育、大学院教育の二つへの教育義務の分配のしかたは、学問分野と、各大学の性格によって定められるべきであり、そのようにして特色ある各大学の発展がはじめて可能になる。

(5) 学生経費の増額

学生経費は近年増額の傾向にあるとはいえ、理学部学生経費は戦前水準に対してさえ、はるか低位の額に過ぎず、理科系学生の実験実習費の必要額に則って割出されたものではない。教育研究遂行上理学系の実験実習は特に重視され、それに要する費用には学生経費の全部を充当しても遠く及ばない。とくに最近諸物価の騰貴のため、光熱水料、消耗品費の諸経費が嵩み、教官研究費の一部をこれに充当せざるを得ない状態である。

殊に、高度の研究実習を必要とする理科系大学院学生経費については学部学生経費と併せて積算単価を少なくとも

学部学生経費	1人	10万円
大学院学生経費	1人	30万円

のように増額されるよう要望する。

(6) 大学院生の研究旅費の予算化

大学院生の研究者として果しつづつある機能を重視し、院生に対する研究旅費を予算化して、研究調査・学会出席等を可能ならしめることを強く要望する。

(7) 大学院生の処置

A 奨学生の待遇改善

大学院生に対する日本育英会奨学金制度は逐次改善されているが、現状においては、なお甚だしく不充分であり、大多数の学生は経済的困難のためにいわゆるアルバイトに追われ、研究生活に著しい支障を来たしており、創造力のもっとも豊かな時代を空費しているうらみがある。

上記の実状に鑑み、

- (1) 能力ある学生に対しては、研究生活を全面的に保障するに足る奨学金を給費すべきである。(単価の値上げと給費の要望)
- (2) 返還義務を負う奨学金は希望者全員にわたるよう、奨学金のわくを拡大すべきである。
- (3) 奨学金貸与の期間を一律に定める現在の制度を改

め、研究の性質によって長年月を要するものに望ましからぬ制度を加えるような事態はさけるべきである。

以上のべたごとく、大学院制度の根本的検討は奨学金制度の抜本的改革と切りはなすことができない。

この事情を考慮し、基礎科学推進を担うすぐれた若手科学者を育成するという大学院設置の目的にそうために、現行の奨学金制度を大幅に改めることを焦眉の問題として要望する。

B 大学院学生の研究補助制度

大学院学生に可能な範囲で教育および研究の補助(Teaching Assistant, Research Assistant)の仕事させる道をひらき、これを制度として設けることを要望する。

(8) 奨励研究生制度の改善

大学院を終えた少壮有為な研究者を確保するため、日本学術振興会に奨励研究生制度が設けられているが、何分にもその採択者が少数で十分な成果が期待できない。よってこの制度を大幅に増強して、次の諸点の実現を計られたい。

1. 研究能力と意欲を具えた課程終了者の数は現状において奨学生としての採用者の数を遙かに上回る。この実状にかんがみ採用者の数を抜本的に増加して、優秀な人材を研究者として確保すること。
2. 採用期間を1カ年に限定せず、少なくとも2カ年まで延長すること。
3. 採用者あたりの給与額を引上げ、少なくとも助手相当以上とすること。
4. 選考の原則を公表周知すること。
5. 学生野外実習指導旅費の増額と野外学術調査旅費および学生に対する野外実習旅費ならびに野外実習費の新設

(イ) 学生野外実習指導旅費

地学系学科、生物学科および地球物理学科等において、現地教育を必要とする教官の指導旅費については、その増額を前々から要望しており、昭和36年度に学生実地指導旅費として若干の増額をみたが、その額も必要を充たすには程遠いものがある。

そもそもこれらの現地教育すなわち学生野外実習は、一般の実地指導、計器類実習、工場見学等とは自ら性質を異にし、受入機関も、実習機関もなく、教官単独でかつ多大の準備をした上現地での指導に当るものである。しかもそれが学生の必修科目であるだけに、期間も回数も多いのが通例である。

一般の学生実地指導旅費とは分離して「野外実習指導

旅費」の費目を設け1講座当り 95,000 円支給することを要望する。

(ロ) 野外学術調査旅費

生物学、地学関係学科においては他学科の教官と同様各種学会への出席、研究機関との連絡打合せ等のための出張のほか、その性質上資料の採集その他野外調査のため在勤地を離れて遠く旅行することが多くその期間も回数も甚だ多い。

しかるに現行制度では、他の教官と同じ積算基礎のもとにその旅費が計上されているので、研究活動に大きな支障となっている。

よって野外学術調査旅費として1講座当り 20 万円を新規計上されるよう要望する。

(ハ) 学生に対する野外実習旅費

学部学生、大学院生に対しても(イ)に述べている要望趣旨に則って野外実習旅費支給の実現方を切望する。

(ニ) 野外実習費

学生(大学院生を含む)の野外実習に必要な経費を新たに費目を設けて計上されたい。

6. 臨海臨湖実験所の整備充実

臨海実験所等の整備充実については、前々より要望しており、また国立大学の臨海・臨湖実験所長会議からも同様な要望がなされている。

このことについては、ここ数年来政府当局もその要請にこたえて、教官研究費の配分、また定員振替とはいえ教授増等が配慮されているが、特に近來臨海・臨湖実験所は、当該大学以外のこの種の施設をもたない新制大学の利用が激増しているのみならず、加えて海洋生物学・生理化学・分子生物学など研究面も著しく伸展しつつあるので、少なくとも各実験所とも完全講座に相当する人員の増加と、施設および設備の充実を要望する。

なお、数個所の実験所には2ないし4部門までの拡充を要望する。

7. 植物園等の整備充実

理学部附属植物園等研究施設は大学の教官・学生の研究・教育のために、正確な植物試料と自然研究の適切な場を提供することを目的として設置され、従来、主として当該大学における教官・学生の研究実習の場として活用されてきたが、近年は他学部ならびにこの種の施設を持たない他大学の利用もまた急激に増加しつつある。従って、今や国立大学全体の共同利用という視点から早急にその整備拡充を図ることが必要となった。そのために、まず(a)実験所の建物および宿舎を30名程度の研究者の収容を目標として、整備充実を図る必要がある。一方(b)大学における生物学科の急速な近代化に呼応し

て、その基盤となるべき系統進化、個体発生(形態・生理)、分類学、細胞遺伝環境調節(生態)などの分野の研究・教育の一部は、今後ますます植物園等研究施設にまつべきことが必至となる。したがって、植物園等研究施設は大学学部との有機的関連において、今後に果すべき重要な使命を担っている。さらに、(c)大学附属植物園は、系統の保存、国外の同種の研究機関との間での種子・標本の交換などの事業を行ない、生物学の国際交流に対しても大きな役割を果たしてきた。東亜の中核的存在であるわが国においては、将来とも当然この種の事業を継続し、発展させる必要がある。

以上は国立7大学の植物園研究施設長会議の一致した見解である。具体的には附属植物園等研究施設に対しては地域的特性をもつ一連の大学共同利用研究施設としての性格を確認して、それぞれに少なくとも2講座相当程度の部門を配置し、国内的にもまた国際的にも十分な研究活動の遂行を可能ならしめるよう、維持管理のための要員および経費と、研究定員および研究費の拡充を図り、貧困な現状を速かに打開されるよう強く要請する。

8. 特殊装置および特殊施設の定員増と維持管理費の増額

最近の科学の進展に伴い、理学部においては従来見られなかった特色のある施設(機器分析装置、電子計算機等)やヴァンデグラフ等大型装置が設けられ、また古くより実験装置を製作したり修理したりする工場(金工場、木工場、硝子工場、石工場等)を持ち、その多くが学部内または全学的に教育と研究に利用されているが、それは講座所属の機器に比較して規模も大きくかつ精密である。したがってその操作には特殊な技術と熟練とを要し、その維持管理には莫大な費用を要する。講座内の既定定員や既定研究費では、これらの十分な活用を期し難いので、管理要員を別途配置すると共に、維持管理費についても、必要な額を増額あるいは新規計上されることを要望する。

なお、この維持費について、近年予算が削除されたものもあるが、これは継続して配分されるよう配慮願いたい。

また管理要員について、従来研究室で非常勤職員として雇いあげた技術員、研究補助員等は定員化されたが、予算上は依然としてその給与を校費から振り替えており、調査の結果各大学とも相当額におよんでいることが明らかとなった。速やかに校費からの振替えを解消せられるとともに、定員の確保と維持費の増額に格別の考慮を願いたい。

6. 学科等新設に伴う設備費の増額

学科の新設、拡充および講座の増設に伴う学生の教育に必要な実験実習用の新設費は、工学部においては設備基準が設定され相当額の予算が計上されているが、理学部については甚だ僅少であり到底満足すべき設備ができない。第一段の措置として理学部において昭和42年大学設置審議会大学基準分科会で決定された、「大学理学関係学部学生実験実習設備標準」を昭和45年度から実施し、かつ新設拡充を最近に行なった各大学の諸学科についても、溯ってこれを適用することを要望する。

第二段の措置として、大学院の設備標準の制定をも進め、これによって現存の各大学院研究科の基礎設備の充実をはかるよう要望する。併せて教官の研究に必要な設備費の積算についても考慮されたい。

10. 学生（とくに大学院学生）の災害補償

わが国の災害補償制度は一般被雇用者には労働者災害補償保険が、国家公務員には国家公務員災害補償があり、業務上の被災に対しては医療費および受けた損害に対する補償がなされている。

しかるに大学院学生は一面研究者としての性格をもつにもかかわらず、他面学生という身分であるが故に何らの補償もなされていない。特に実験科学系の大学院学生が何の補償もない不安のなかに研究を続けている実状はまことに遺憾であるので、これに対する補償制度の早期実現を強く要望する。

また理科系学生が実験・実習中にうけた災害の補償制度についても併せて検討され、その実現をはかられたい。

理 学 部 日 誌

8月中は公式会合または公式行事は少なかったので、会合や行事が行なわれた日のみを記録にとどめる。

8月6日(水) 15:00—16:30 臨時教授会 於化学新館講堂

8月13日(水) 13:30—15:30 人事委員会

8月22日(金) 理学部会計検査日

8月25日(月) 11:00—12:10 学部長理職代表と会見

臨 時 教 授 会 メ モ

8月6日(水) 15:00—16:30 於化学新館講堂

本日未明久野教授が逝去されたので冥福を祈って黙禱をささげた。

大学立法について国会での強行採決が行なわれた経過、東京大学としては評議会においてこの時点で見解を

まとめて出す予定にしていることなどについて学部長から報告があり、意見交換を行なった。

教養学部問題懇談会では、各方面から意見がよせられていてそれらの意見にもとづいて作業がすすめられているとの報告があった。

理学部4号館第1期工事完成

昭和43年度経費にて物理学科拡充に伴う建物として約3,000m²の建物増築が認められ、理学部1号館と化学館、施設部建物の間に地上7階、地下1階の建物がこのほど完成し、夏期休暇中を利用して研究室の移転を行なった。この新しい建物は理学部4号館とよばれることになった。

現在この建物は、3階以上が研究室にあてられ、主として物性関係の研究室が集中している。2階には大講義室、3階には会議室がある。

物理学科事務室(2階)、主任室(3階)も理学部1号館からこの新しい建物内に移転した。

理学部3号館増築工事完成

昭和43年度には、理学部3号館(天文・地球物理・生物化学の3教室が使用している)の増築工事(第4期工事)も行なわれた。従来の3号館の西側が延長され、新しい部分は地下1階、地上4階、1部は5階もあり、エレベーターが取り付けられた。また旧部分をもふくめ全館に暖房用配管がなされ、各室に放熱器が入れられ、地下室にはボイラーが置かれ、今年の冬から全階暖房が行なわれる準備が整った。

なお、ボイラー操作の資格を有する人が必要ですので、現在適当な人をさがしております。お心当りがおありの方は3号館運営委員会委員長の安藤教授(生化)までお知らせいただければ幸いです。

理学部3号館増築部分の大部分は生物化学教室が使用し、一部は地球物理学教室が使用することになり、引越に伴って天文学教室も1室だけ増えることになった。理学部3号館はこれで一応完成した形となったので、この機会に生物化学教室はもちろんのこと、地球物理学教室でも各研究室の活動の能率化を考えて、研究室相互の間でかなりの移動が行なわれた。

大学改革準備調査会関係記事

大学改革準備調査会は、その後7月24日付にて、覚書 No. 14「処分の実体法についての基本的考え方」および No. 15「学生のストライキについて」を公表した。

現在各方面から寄せられた意見を参照しながら各専門委員会で報告をまとめつつあり、本委員会では全体の報告書の構成、編集方針を検討していて、できれば9月末には報告書を出せるようにと努力している。

大学改革準備調査会では、今後の諸作業のために資料室を新設し(学内広報 No. 39 に既報、理学部広報先号にも紹介)、これまでに参考とした資料の整理保管、必要な資料の収集、さらに将来のために基礎資料の整理をすることになっている。理学部から飯田教授(物理)が資料室の運営に協力している。

大学改革準備調査会の黒田晴雄委員長は、各部局にいろいろと意見を提出していただく依頼の文書を近々出す予定ではありますが、理学部のみなさんにいろいろと御意見をよせていただくことを特に希望しております。

大学改革準備調査会の覚書内容目次(続)

No. 14(規則・処分-5) 処分の実体法についての基本的考え方(1969年7月24日)

1. まえがき
2. 基本的立場
3. 処分事由の決定基準
4. 国家法との関係
5. 処分の実体法の詳密化の必要
6. 処分の種類、処分の程度の限定

No. 15(規則・処分-6) 学生のストライキについて(1969年7月24日)

1. はじめに
2. 従来的見解とその問題点
 - 2-1. いわゆる「矢内原三原則」
 - 2-2. 学生自治との関係
 - 2-3. 学生個人の「授業を受ける権利」とストライキとの関係
3. 新しい考え方
 - 3-1. 学生自治の尊重
 - 3-2. 学生以外の大学構成員との関係
 - 3-3. 社会的影響と事前の解決への努力の必要性
 - 3-4. ストライキ中の違法行為と処分

大学立法関係記事

いわゆる大学立法に対しては、全国各大学からの反対があり、東京大学でも、また理学部の多くの教室でも反対運動が展開されてきたにもかかわらず、国会で法案成立の運びとなった。ここでは法案成立直後に東京大学当局が発表した見解を収録する。

ま え が き

「大学の運営に関する臨時措置法」は、8月3日の参議院本会議で採決が強行され、成立するに至った。これに対して、東京大学では、8月6日に臨時の評議会を開き、次の見解を決定し、これを発表した。これは、評議会としての基本的態度の表明であり、今後の具体的方針については、それぞれの時点で決定していくつもりである。〔9月1日〕

「大学の運営に関する臨時措置法」 に対する見解

東京大学では、去る6月11日、評議会において「大学の運営に関する臨時措置法案」に反対する見解を表明し、その後、教官、学生、職員がそれぞれの立場からこの法案の廃案をめざして努力してきた。しかるに、この法案は、8月3日、参議院本会議において異常な方法で採決され、国会を通過するに至った。われわれは、これに対して強く抗議するとともに、この新しい事態に対処する東京大学の基本的態度を表明したい。

この法案の審議過程には、議会政治の原理に伴うべき基本的要件が欠けており、看過しえない重大な問題が含まれている。まず第一に、教育の基本にかかわる法案については、その性質上、超党派的な国民的合意を得るような形で立案、審議を進めることが強く要請される。しかるに、この法案はその立案から採決に至るまで、終始政府・与党の政治的意図を背景に一方向的に推進されてきた。およそ一党派の力で押し切った法律を教育の場で実行に移すことは、それ自体、教育の荒廃をもたらす危険をはらんでいる。第二に、国会に課せられた一つの使命は、問題の所在を十分に審議し、これに対する賛否の論拠を国民の前に納得のいく形で明らかにすることである。しかるに、この法案については、各方面から多くの問題点が提示されたにもかかわらず、衆議院においては、実質的な審議がつかされないままに、採決が強行され、さらに参議院では、文教委員会と本会議を通じて、全く

審議がなされなかった。第三に、参議院本会議での採決は、院の構成にかかわる議案の審議さえも中断し、しかも国会法で定められた委員長の報告、および質疑、討論の一切を省略して抜打的になされた点で、わが国の国会史上にも先例のない行為であった。これは手続的にも違法なものであり、かりにその違法性が成立を無効とするに至るまでのものでないとしても、その法律としての権威と正当性をはなはだしく弱めるものである。このように、その成立過程にいくつかの重大な問題を含むこの法律は、かりにこれが実施されたとしても、大学紛争をますます混乱に陥し入れる結果になるものといわざるをえない。

われわれとしては、大学紛争についての社会的責任を痛感し、大学紛争をこのまま放置しておくことはできないとする国民の切実な気持ちに答えるべく、真剣な努力を重ねてきた。われわれがこの法案に反対してきたのは、この法案がこうした国民の期待にも反する結果を生むものだとして判断したからにはほかならない。この法律の目的は、大学による紛争の自主的收拾の努力をたすけることにあると説明されているが、現実には紛争の中で悩み苦しんできた経験に照らしてみると、この法律に予定されている諸措置によっては、紛争の收拾はきわめて困難であるばかりでなく、むしろ大学による自主的解決の努力を妨げるものである。しかし、さらに重大な問題は、この法律が、大学という研究・教育の場に固有な組織原理に反し、政府権力の大学への介入を意図している点にあり、このことは、日本の大学における学問の将来を危くするものといわざるをえない。

われわれは、新しい時代の大学を建設していくためには、大学と政府との間に正しい意味での協力が必要であり、政府は大学側の自主的改革的努力を支援すべきであると信じている。しかし、政府・与党は、全国の大学関係者の反対と警告を無視して、大学と政府とのあるべき関係に反したこの法律を強行成立させたのである。東京大学としては、この法律の実施に協力していくことは到底できない。われわれは、大学の自治を堅持し、みずからの信ずるところに従い、大学にふさわしい方法で、自主的改革的な取り組みを強く推進していく決意であることを、ここに改めて表明する。

1969年8月6日

東京大学

お知らせ

生物化学教室での教官公募

生物化学教室では下記の通り教官候補者を公募いたしております。

教授 4名、助手 1名、代員助手 1名

各々の職種につきましては次のような条件が付されております。

〔教授〕 生物化学および関連分野の研究・教育に従事する人、ただし過去の研究専門分野の如何（たとえば数学、物理学、化学、生物科学、地学等）を問いません。応募される方は生物化学教室主任小倉安之教授あてお申出下さい。なるべく略歴、研究歴、業績リスト、ならびに当学科に來られ場合の研究教育の方針、抱負、意見をお添え下さい。他薦の場合は推薦理由をそえ、またできれば上記の資料が揃うよう御配慮いただければ幸いです。昭和44年11月15日から選考を開始いたしますからなるべくそれ以前にお申出下さい。

〔助手〕 任期は当教室の運営方針により8年、当学科の研究、教育に従事する人。ただし今後生物化学を志向する人であれば、これまでの研究分野は問いません。応募される方は、略歴、研究歴、業績リスト（なるべく別刷も）ならびに当教室に來られた場合の研究の方針、抱負、意見等を添えて、昭和44年10月31日までに、教室主任あてお申出下さい。他薦の場合は推薦理由を添え、また上記の資料がそろそろよう御配慮下さい。

〔代員助手〕 在外助手の代員、さしあたり昭和44年10月より1年間。物理化学あるいは酵素学の研究に経験ある生化学者。昭和44年9月6日までに履歴書、研究略歴、業績目録（なるべく別刷も）を添えて当教室主任まで御推薦または当人から御申出下さい。

留学生募集

現在次の募集がきております。希望者は理学部事務室大学院掛に詳しい要項をおたずね下さい。

New Zealand National Research Advisory Council
招聘

給費生

資格 PhD 学位所持者

締切 9月30日

アメリカ ニューヨーク州大学大学院留学生

分野 主に応用数学、コンピューター科学

課程 修士・博士

資格 学士号取得者

1970~71 年度アメリカ・ハワイ大学イーストウェスト
センター全額支給大学院留学生

期間 17~19 カ月 延長可能

分野 人文科学, 社会科学, 自然科学

資格 学士号取得者

この他にも留学生関係の通知は到着のたびに掲示が
出されますから, ご関心をおもちの方は掲示に御留意下
さい。

また,

第 14 回国際科学・教育フィルム展示会

於 イタリア パドヴァ大学

期間 1969 年 11 月 10 日~16 日

第 6 回国際サイバネティックス (人工頭脳) 会議

於 ベルギー ナミュール

期間 1970 年 9 月 7 日~11 日

などの知らせも掲示されています。

お 願 い

8 月中は理学部では平穩に過ぎた。この間英気を養う
ために適当に休養をとり, 9 月新学期からの新しい活動
をされる準備を整えられたことと思います。冒頭の学部
長の所感にもあります通り, いろいろと難しい問題を抱
えたままの大学であり, 今後の改革もこれから始まる
ところでは。この時期にいろいろとみなさんが日頃考
えておられることなどもこの広報を利用して発表して
いただき, 建設的な論議をかわす一助にしたいと思
います。また広報の今後のあり方, 現在の内容につ
いての御批判などもお教えいただきたいと思
います。みなさんからの御投書をお待ちして
おります。

宛先は

地球物理研究施設 福島 直 (内線 7511)